

○ 捜査本部開設運営要綱の運用について

平成5年9月28日
山口刑捜一第1627号
山口防犯第933号
山口備公第253号
山口交企第560号

1 趣旨（要綱第1関係）

従来、重要犯罪その他事件の発生に際し、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要がある場合には、「捜査本部開設運営要綱の制定について（例規通達）」（平成2年8月1日付け山口刑捜一第1090号ほか。以下「旧要綱」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度警察庁において捜査本部の運営指針としての「重要事件等捜査本部運営要綱」（平成2年5月17日付け警察庁乙刑発第6号ほか）が一部改正されたことに伴い、旧要綱を廃止し、この要綱を制定したものである。

2 対象事件（要綱第2関係）

(1) 「重要事件等」とは、おおむね次に掲げるものをいう。

なお、ここにいう「重要なもの」とは、犯行の手段・方法、被害の程度、捜査の難易度等から判断して客観的に重要と認められる事件をいう。

ア 殺人、強盗、不同意性交等、放火等の凶悪事件及び略取誘拐事件のうち重要なもの

イ 大規模な業務上過失致死傷事件のうち重要なもの

ウ 知能犯事件、暴力団事件及び警備事件のうち重要なもの

エ その他警察本部長が、捜査本部を開設する必要があると認めた事件

(2) 「これに発展するおそれのある事件」とは、初期的捜査の結果、未だ社会的反響の大きい重要事件と断定するには至らないが、これに発展する蓋然性が高いと認められる事件をいう。

(3) 「社会的反響」の大きさについては、あらかじめ統一的・定型的に規定することは困難であることから、「社会的反響の大きい重要事件」か否かは、個々の事件ごとに、その重大性、凶悪性、規模及び態様、継続して犯行が繰り返される可能性並びに発生時の社会的背景等諸般の事情から総合的に判断して決定することとなる。

3 捜査本部の開設（要綱第3関係）

「特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めたとき」とは、重要事件等の規模、態様、地理的条件、社会的背景、捜

査等の範囲から判断して、当該事件を主管する部の長（以下「主管部長」という。）の主導下において、特別な捜査体制を確立し、捜査を強力に推進する必要があると認めた場合をいう。

4 開設の場所（要綱第4関係）

重要事件等の発生地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）以外の場所に捜査本部を設置する場合は、警察本部長が、主管部長及び関係警察署長の意見を聞いた上、開設場所を決定するものとする。

5 捜査本部の編成（要綱第5関係）

(1) 重要事件等の性質、態様等から特に必要があると認められる場合に置くことのできる捜査本部員としては次の要員が挙げられる。

- ア 捜査本部長付
- イ 特命主任官
- ウ 事件主任官付
- エ 捜査班運営主任官付

(2) 捜査本部の基本的編成は、別表「捜査本部の組織」に示したとおりであるが、これに固執することなく、当該重要事件等の規模及び態様、警察署の体制等に応じた弾力的かつ実効ある編成に努めなければならない。

6 捜査本部長及び捜査本部員の任務等（要綱第6関係）

(1) 捜査本部長

ア 重要事件等の捜査における高度の専門性と広域的対応の必要性などの特質にかんがみ、原則としてこれに最も適した主管部長を捜査本部長に充てることとした。

なお、警察本部長が、山口県警察の組織の総力を挙げて強力な捜査を展開する必要があると認めるときは、自ら捜査本部長になることを妨げるものではない。

イ 捜査本部長は、捜査本部の運営全体の管理者であり、捜査本部を開設した事件（以下「捜査本部事件」という。）の捜査に係る事務を統括するとともに、当該事件の捜査等に関するすべての捜査本部員を指揮監督し、警察本部長に対しその責に任ずる立場にある。

したがって、捜査本部長は、高度の次元に立った客観的かつ総合的な価値判断及び事件評価の下に捜査方針を樹立し、捜査の進行を指揮監督するとともに、捜査本部員が常に士気旺盛にして最大限の能力を発揮できるよう十分配意しなければならない。

(2) 捜査副本部長

ア 所轄警察署長には重要事件等に対する管轄責任が、主管課長

には当該事件に対する所管責任が、そして警察本部の鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）には、最近における鑑識活動の一層の専門化、高度化に照らし、当該事件の初期的段階から事件終了時までの各段階における鑑識活動に関する所管責任が、それぞれあることにかんがみ、捜査副本部長とすることとした。

イ 捜査副本部長は、捜査本部長と一体となって捜査本部の全般的な運営に当たらなければならない。

(3) 事件主任官

捜査活動の中核として捜査本部事件の捜査を実質的に主宰する者が必要であること及び捜査本部事件の捜査指揮をより充実させるとともに指揮権の所在の明確化を図る必要があることから事件主任官を置くこととし、原則として主管課長をもって充てることとした。

(4) 広報担当官

捜査本部事件における広報業務は、捜査経過を発表するのみならず、当該事件の捜査に対する積極的な市民協力の確保を図るという重要性を有することにかんがみ、広報に関する事務を統括する専任の広報担当官を置くこととした。

したがって、記者会見その他の広報に関する業務は、重要事件等の性質、態様等から捜査本部長が自ら会見を行うなどの特別な場合を除き、広報担当官が行うこととなる。また、広報担当官としては、このような業務の性質から、事件主任官その他捜査の進展状況を熟知し、広報内容の適否を判断することができる適任者を指名することが適切である。

(5) 捜査班運営主任官、捜査班長及び捜査班員

ア 捜査班運営主任官

捜査本部が設置された場合、従来から当該事件の捜査を主管する警察本部の課の警部以上の者が捜査本部に常駐して、捜査班の運営に当たっていることから、これを捜査班運営主任官として位置付け、捜査班の運営、捜査情報の管理、証拠資料の分析、検討等を行わせることとした。

なお、重要事件等の性質、態様、捜査の進展状況等から判断し、捜査体制上適切と認められるときは、警察署の当該事件の捜査を主管する課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てることを妨げるものではない。

イ 捜査班長及び捜査班員

組織の活性化を図るため、捜査活動の最前線で中核となる部分については「捜査班」として位置付け、上命下服を排し、集団として活動を行わせることとした。

したがって、捜査班長は、捜査事項の下命を「捜査班」とし

て受け止め、具体的捜査方法について班員相互で討議し、捜査活動について相互にその内容を承知するなど全班員が協力しながら創意工夫し、積極的かつ活力ある一体的な捜査活動が展開されるように努めなければならない。

(6) 鑑識資料分析官

最近における鑑識活動の一層の専門化、高度化の傾向、及びこれに伴う捜査活動と鑑識活動の連携の必要性にかんがみ、鑑識資料分析官を置くこととし、現場鑑識活動の指揮、鑑識関係書類の点検、鑑識・鑑定結果の分析等のみならず、捜査活動と収集された鑑識資料との整合性の確認等、捜査班運営主任官が行う証拠資料の分析、検討に対する援助、協力を行わせることとした。

(7) その他の要員

ア 捜査本部長付

捜査本部長付は、捜査本部長が警察本部長の承認を得て、警察本部の関係部課長（参事官、隊長及び所長を含む。）又は関係警察署長のうちから指名する者をもって充て、捜査本部事件の捜査について必要な助言を行うものである。

なお、捜査本部長付の選任に当たっては、当該事件の内容、捜査方針等に照らし、必要な知識、経験等を備えた適任者を指名するよう配慮する必要がある。

イ 特命主任官

特命主任官は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、警視の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充て、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件の捜査に係る事務の一部（以下「特命事項」という。）を分掌し、特命事項の捜査の指揮に当たるものである。

これは、通常の場合には、事件主任官が捜査の全てを主宰するが、捜査体制や捜査活動が特に大規模、複雑多岐にわたり、かつ、捜査活動の一部に専門的対応が求められる場合等においては、事件主任官の行う捜査と並行して、警察本部の関係課長等に特命事項に係る捜査を担当させる必要があるときに置かれるものである。この場合、特命主任官は、捜査活動の一体性を確保するため事件主任官と緊密な連絡をとるよう配慮する必要がある。

ウ 事件主任官付

事件主任官付は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、警視の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充て、事件主任官を助け、事件主任官の行う事務を整理するものである。例えば、捜査本部事件の捜査を主管する警察本部の課において、当該主管課の業務を総括整理する者がいる場合に、その

者を事件主任官付に充て事件主任官を助けて、事件主任官の行う事務を総括整理させる場合等がこれに当たる。

エ 捜査班運営主任官付

捜査班運営主任官付は、捜査本部長が、警察本部長の承認を得て、捜査本部事件の発生地を管轄する警察署の当該事件の捜査を主管する課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充て、捜査班運営主任官を助け、捜査班運営主任官の行う事務を整理するものである。

これは、当該事件を主管する警察本部の課の警部以上の警察官が捜査班運営主任官として置かれた場合等において、警察署の当該事件の捜査を主管する課の警部以上の階級にある警察官に、捜査班運営主任官を助け、所轄警察署との連絡調整、捜査資機材の整備その他捜査本部の運営等に関して所要の業務を行わせる必要があるときに置かれるものである。

7 捜査本部員等の確保（要綱第7関係）

捜査本部の体制は、事件の規模、態様等事件を中心に決定されなければならないが、また、優秀な捜査員を迅速、確実に確保できるか否かが事件解決の成否に影響を及ぼすことにかんがみ、これに伴う捜査本部員の確保は捜査本部長自らの責任において行わなければならないことを示したものである。

よって、捜査本部長は、捜査本部を編成するに当たっては、「重要事件集中捜査要綱」、「装備品の総合運用」等の応援派遣制度を積極的に活用し、事件の規模、態様等に応じた体制を確立しなければならない。

8 報告及び通報（要綱第8関係）

「必要な事項」とは、おおむね次に掲げる事項をいう。

- (1) 捜査本部開設年月日
- (2) 捜査本部開設場所
- (3) 捜査本部の名称
- (4) 捜査本部の編成
- (5) 事件概要と捜査状況
- (6) その他参考事項

9 捜査本部に対する協力（要綱第9関係）

捜査本部事件の早期解決を図るためには、関係する各所属が協力して当該事件捜査の遂行に当たる必要があることから、捜査本部長は、必要な事項を関係所属長に通報し、この手配通報を受けた関係所属長は断片情報であっても速やかに捜査本部長に連絡、通報しなければならない。

また、捜査本部長から当該事件に関する手配、捜査等の依頼を受けた関係所属長は、捜査責任者を指定するなどして他業務に優先し

て迅速に処理しなければならない。

10 備付簿冊（要綱第10関係）

捜査本部事件の捜査経過を明らかにするため、必要な簿冊を備え付けておくとともに、これらの簿冊を確実に記載整理することにより、事後の捜査活動等に資することとした。

11 運営（要綱第11関係）

(1) 捜査の進展に応じた編成

ア 捜査本部長は、捜査が進展した節目ごとに検討を加え、捜査方針、捜査項目等に対応した編成に替えることとなるが、この場合、捜査本部事件捜査に果たす主管課の特捜班等の役割の重要性にかんがみ、これらを核とした捜査体制を維持するなど、捜査力の実質的な低下を来さないよう配意しなければならない。

イ 捜査本部長は、捜査を推進した結果、当該捜査本部事件が警察本部の主管課以外の捜査担当課と関連を有するに至った場合には、当該担当課の捜査員を当該捜査本部に編入するなど、捜査の進展に応じた捜査本部の編成に努めなければならない。

(2) 捜査指揮の徹底

臨時的なプロジェクト組織である捜査本部にとって、捜査指揮の徹底を図ることは、組織運営の要をなすことから、各級幹部は、それぞれの段階において、的確に捜査事項の下命を行い、復命を求めなければならない。

(3) 効率的な捜査の推進

ア 捜査会議の効率的開催

捜査会議は、各種捜査情報の集約及びこれに基づく捜査方針の指示伝達のほか、捜査員をして捜査の全体像を理解させる場として、また、捜査員の士気の高揚を図る場として、重要な意味を持っていることから、形式にとらわれることなく、捜査の進捗状況や会議の目的に応じて、「班会議」、「幹部会議」等機能別の捜査会議を積極的かつ効率的に開催するとともに、出席者全員が自由かつ積極的に発言できるように配意しなければならない。

なお、捜査活動終了後の夜間における「全体会議」の開催は、捜査員の疲労、指揮の低下、捜査会議の形骸化等を防止するため必要最小限度にするとともに、これを行うに当たっては、開催時間の短縮化に留意する必要がある。

イ 捜査員の弾力的な勤務運用

捜査本部長は、効率的な捜査の推進を図るため、捜査本部事件の捜査事項、捜査対象及び捜査の進捗状況等に応じて捜査員の勤務時間を設定するなど弾力的な勤務の運用に努めなけれ

ばならない。

(4) 関係都道府県警察との連携

捜査本部長は、常に広域的視野に立って捜査本部事件の捜査運営に配意するとともに、当該事件の捜査が広域にわたるなど他の都道府県警察と関連する場合には、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察と速やかに協議し、共同捜査又は合同捜査を実施するなど捜査本部事件の効率的運営に努めなければならない。

(5) 多角的広報の推進

捜査本部長は、近年の重要事件等において国民協力の重要性が極めて高くなっていることにかんがみ、捜査本部事件捜査に対する国民の理解と協力が得られるよう、捜査の密行性等との調和及び関係者の名誉の保全を図りながら、捜査の進展に応じて、報道機関に対してはもとより、各種行政機関、地域住民に対しても適時適切な広報を積極的に行わなければならない。

(6) 情報の合理的かつ適切な管理

捜査本部長は、コンピュータ、マイクロフィルム等の積極的な活用等必要な措置を講じ、大量の捜査情報処理の合理化、効率化を図らなければならない。

なお、コンピュータ等の活用に際しては、当該捜査情報が他の事件の捜査にも十分活用されるよう配意しなければならない。

(7) 秘密の保持

捜査本部長は、当該事件の捜査運営に当たっては、捜査活動上の留意事項、捜査資料の取扱い、報道関係者への対応の在り方等具体的な指示を徹底するなどして、当該事件捜査に関する秘密の保持が図られるよう努めなければならない。

(8) 装備資機材の確保

捜査本部長は、捜査本部事件の捜査に必要な捜査用車両、無線機等の通信用機材及びビデオカメラ等の視聴覚機材等の捜査用装備資機材の確保に努めなければならない。

(9) 適切な処遇の確保

捜査本部長は、捜査本部員に対する宿泊施設の確保、休暇等の付与等捜査本部員の適切な処遇を確保するように努めなければならない。

12 解散（要綱第13関係）

(1) 解散

ア 捜査本部とは、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要が認められるときに開設される臨時的捜査組織であることから、この要綱においては、その必要がなくなると認められるときには、速やかに解散するものとした。

すなわち、基本的には、捜査本部体制の継続の長期化はおの

ずと制限されるべきものであり、単に形式や世論の動向等にこだわり長期にわたって捜査本部を開設しておくことは妥当ではないからである。捜査本部体制と長期継続捜査体制とは趣旨を異にすることに留意しなければならない。

イ 「捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったと認められるに至ったとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 当該事件の被疑者を検挙し、捜査の必要がなくなったとき
- (イ) 当該事件の被疑者が他の都道府県警察で検挙され、事件を移送したとき
- (ウ) 当該事件の捜査を所轄警察署のみで遂行できると認めるに至ったとき
- (エ) その他捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったとき

ウ 前号イに掲げる捜査本部の解散要件の一つである「当該事件の捜査を所轄警察署のみで遂行できると認めるに至ったとき」については、捜査本部事件の規模、態様、社会的反響等が個々の事件によって異なるため、その判断基準を類型化するなどして具体的に示すことは困難であるが、一般的には、捜査本部を開設し所要の捜査を相当の期間にわたって強力に推進した結果、当該事件の被疑者の検挙につながる特定の捜査事項がなくなったときのほか、特定の捜査事項があっても当該捜査を所轄警察署の捜査専従員のみで遂行できると認めるに至ったときをいうものとする。

エ 前記イに掲げる捜査本部の解散要件の一つである「その他捜査本部を開設して捜査を継続する必要がなくなったとき」とは、次に該当する場合をいう。

- (ア) 当該被害申告が虚偽申告、狂言等によるものであって、被害事実が存在しないことが明らかになったとき
- (イ) 罪証明白な被疑者が死亡して、公訴権が消滅したとき
- (ウ) 犯罪を構成しないことが明らかになったとき

(2) 未解決解散事件に対する措置

ア 捜査本部長は、未解決のまま捜査本部を解散する場合、事後の継続捜査に備えて、捜査会議を開催するなどして捜査状況や今後の捜査方針等を検討した上で、証拠物、事件記録等を点検確認し、事件引継書を作成して確実に引き継がなければならない。

イ 未解決のまま捜査本部を解散した事件の引継ぎを受けた所轄警察署長は、担当捜査員を指定するなど当該事件の継続捜査の効果的な推進に努めなければならない。

また、主管課長は、当該事件に係る捜査情報を集中管理し、他の事件の捜査情報との突き合せや特命捜査等を任務とする「継続捜査班」を主管課に設置するなど、より効果的な継続捜査の推進に配慮しなければならない。